

8 高齢者の定期予防接種

高齢の方の感染症の発病、合併症や重症化を防ぐための予防接種です。やむを得ない理由により町外での接種を希望される方は**接種前**に保健福祉センターでの手続きが必要な場合があります。詳しくはお問い合わせください(072-731-3201)。

●高齢者肺炎球菌予防接種

予診票は65歳の誕生日の翌月に個別に送付します。接種時は医療機関に直接お申し込みください。

対象者※	費用(一部負担金)	期間・回数
①接種日に“65歳”の方のうち、過去に肺炎球菌ワクチンを接種したことがない方 ②接種日に60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害を有し、身体障害者手帳1級を所持している方(接種時には身体障害者手帳の写しが必要となります。)	4,000円	①65歳に至った日から66歳になる前日までの間に1回 ②期間中に1回

※昨年度までは経過措置として65・70・75・80・85・90・95・100歳の方が接種できましたが、10年間の経過措置を終え、従来の対象者である65歳のみに変更されました。

●高齢者インフルエンザ予防接種

予診票は町内医療機関(6ページ)に設置しています。

対象者	費用(一部負担金)	期間・回数
①接種日に65歳以上の方 ②接種日に60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害を有し、身体障害者手帳1級を所持している方(接種時には身体障害者手帳の写しが必要となります。)	1,500円	①②ともに、令和6年10月1日～12月31日の間に1回

※費用(一部負担金)の免除制度について

市町村民税が非課税世帯の方、生活保護世帯の方は一部負担金の免除を受けることができます。希望される方は**接種前**に保健福祉センターでの手続きが必要です。

市町村民税が非課税世帯の方	生活保護世帯の方
下記のいずれかの書類をお持ちください。いずれの書類もお持ちでない場合はお問い合わせください(072-731-3201)。 <ul style="list-style-type: none"> ①介護保険料額決定通知書兼特別徴収開始通知文<令和6年度分> *「介護保険料算定の基礎」が記入されているもの。7月中旬に送付 ②令和6年度(本算定)介護保険料納付通知書 *7月中旬に送付 ③介護保険負担限度額認定証 ④後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証 ⑤世帯全員分の課税証明書と世帯の確認ができるもの(世帯全員が入った住民票の写し等) 	生活保護の受給が確認できる書類

9 新型コロナウイルス予防接種

対象者	費用(一部負担金)	期間
①接種日に65歳以上の方 ②接種日に60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害を有し、身体障害者手帳1級を所持している方(接種時には身体障害者手帳の写しが必要となります。)	あり(金額未定)	①②ともに、令和6年10月1日以降

※最新情報は広報又はHPをご確認ください。